（前のページより続き）

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

二九　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百二十五号㈡ハ及び別表第三の一の二の項の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令
三一　登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を改正する省令

省　令

○財務省令第六十四号

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

財務大臣　藤井　裕久

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「日前」を「日以前」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3　法別表第一第百二十五号㈡ハに規定する財務省令で定める事業計画の変更の認可は、道路運送法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業に係る同法第四条第一項の一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者が特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二条第五項（定義）に規定する特定地域内の営業所に配置する事業用自動車（道路運送法第二条第八項（定義）に規定する事業用自動車をいう。）の合計数を増加するために受ける事業計画の変更の認可（一時的な需要のために期間を限定してするものを除く。）とする。

附　則

この省令は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。

○文部科学省令第三十二号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

文部科学大臣　川端　達夫

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とする。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第二項中「医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類

二　同一の出産について、法第百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類

第百九条の二の表の二の項第一欄中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」及び「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削り、同表の六の項第一欄中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を削る。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条ノ五第一項第一号中「、氏名、生年月日及住所」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第二項中「医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長（都ノ区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区長トス第八十二条ノ十五及第八十二条ノ十七ヲ除キ以下同ジ）ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル」を「次ニ掲グル」に改め、同項に次の各号を加える。

一　医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長（都ノ区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区長トス第八十二条ノ十五及第八十二条ノ十七ヲ除キ以下同ジ）ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類

二　同一ノ分娩ニ付出産育児一時金（法、健康保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ヲ含ム）ノ支給ヲ別途申請セザリシコトヲ示ス書類